

# 虫尾区規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この区は虫尾区（以下「区」という。）と称す。

### 第2条（目的）

この区は、多くの先人によって引き継がれてきた隣人愛を基本理念とし、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持、形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 区民相互の連絡と親睦をはかること。
- （2） 区域内の清掃、改善などの環境整備をはかること。
- （3） 集会施設その他の財産の維持管理をはかること。
- （4） 福利、厚生等に関する事。
- （5） 生活改善、文化、体育等に関する事。
- （6） 防犯、防火等に関する事。
- （7） 市政との協力及び他団体との連絡調整に関する事。
- （8） その他目的達成に必要な事。

### 第3条（区域）

この区の区域は、三田市大原916番地から1587番地までの全域とする。

### 第4条（事務所の所在地）

この区の事務所は、三田市大原1586番地の27に置く。

## 第2章 区民

### 第5条（区民）

この区は、第3条に定める区域内に住所を有する個人が全て区民となることができ、正当な理由がない限り加入を拒まない。

2 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体及び、区域内に不動産などを所有し、また事務所、事業所を設けている個人、法人、組合等の団体は表決権を有しない賛助区民になることができる。

### 第6条（入区退区）

この区に入区しようとする者は入区申込書を、退区しようとする者は退区届を区長あてに提出しなければならない。

2 区民は、次の各号に該当するときは、退区したものとみなす。

- （1） 住所を区域外に移したとき。
- （2） 死亡したとき。

## 第7条（区民の権利義務）

区民は、次の各号に掲げる権利を有する。

- （1） この区の各種事業に参加すること。
- （2） 規約に基づく役員選挙権及び被選挙権。
- （3） この区の運営について、自由に発表すること。

2 区民及び賛助区民は、次の義務を負う。

- （1） 細則で定めた区費を納入すること。
- （2） 規約に基づく諸会議に出席すること。
- （3） 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従うこと。

3 退区した区民は、納入した区費を月割りで計算された額の払い戻しを受けることができる。しかし、その他の抛出金品の払い戻しを受けることができない。

## 第3章 役員

### 第8条（役員とその職務）

この区に次の役員を置き、その職務は次のとおりとする。

- |     |     |     |  |
|-----|-----|-----|--|
| （1） | 区長  | 1名  | 区を代表して区務を統括する。   |
| （2） | 副区長 | 1名  | 区長を補佐し、区長に事故のあるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。                      |
| （3） | 顧問  | 1名  | 区長、副区長を補佐する。   |
| （4） | 会計  | 1名  | 会計事務と資産の処理管理をし、年度末に財産目録を作成する。                              |
| （5） | 理事  | 若干名 | 細則に定めた区務を行う。   |
| （6） | 隣保長 | 若干名 | 区民と役員との連絡、調整にあたり、集金などの区務を行う。                               |
| （7） | 監事  | 2名  | 区の会計及び資産の状況を監査し、区務の執行状況も監査する。また、これらに不正の事実を発見したときは、総会に報告する。 |

### 第9条（役員の任期）

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第10条（役員を選任）

役員は、総会において選任する。選任の方法は細則で定める。

### 第11条（役員報酬）

役員報酬は、別に定める。

## 第4章 総会

### 第12条（総会）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度一回開催する。

3 臨時総会は、区長が必要と認めたととき、全区民の5分の1以上により会議の目的たる事項を示して請求があったとき、または第8条第1項第7号の規定により監事から請求もしくは召集があったときに開催する。

### 第13条（構成）

総会は、全区民で構成する。

### 第14条（権限）

総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項。
- (2) 予算、決算に関する事項。
- (3) 資産に関する事項。
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項。
- (5) 規約の改正に関する事項。
- (6) その他重要事項。

### 第15条（召集）

総会は、区長が召集する。ただし監事はその職務上必要と認めたとときは監事が召集することができる。

2 総会を召集するときは、区民に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

### 第16条（議長）

総会の議長は、その総会に出席した区民の中から選出する。

### 第17条（定足数）

総会は、細則で定められたものを除き、区民の過半数の出席で成立する。ただし署名捺印のある委任状を提出した区民は出席者とみなす。

### 第18条（議決）

総会においては、予め通知をした事項について議決できる。ただし出席区民の動議についても出席者の同意を得て、審議、議決できる。

2 総会の議事は、細則に定めたものを除き、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 区民は、平等に議決権を有する。

### 第19条（議事録等）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。

- (2) 区民の現在数及び出席者数（委任状の提出者を含む。）。
  - (3) 議決事項及び賛成、反対等の人数。
  - (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。
- 2 議事録には、出席した区民の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名捺印しなければならない。

## 第5章 役員会

### 第20条（構成）

役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

### 第21条（権限）

役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない区務の執行に関する事項。

### 第22条（召集）

役員会は、区長が必要と認めるとき、または役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに区長が召集する。

### 第23条（議長）

役員会の議長は、区長がこれにあたる。

### 第24条（定足数等）

役員会の定足数等は、第17条及び第18条の定めを準用する。この場合には、「総会」とあるのは「役員会」、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### 第25条（資産の構成）

この区の資産は、別に定める資産目録に記載された資産をもって構成する。

### 第26条（資産の取得）

別に定める細則による金額を、区費は全区民から、賛助区費は賛助区民から徴収する。

- 2 前項に定めるもの以外の資産の取得は、役員会の議決による。

### 第27条（資産の管理）

資産は、会計が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

### 第28条（経費の支弁）

この区の経費は、収支予算の定めるところにより、資産をもって支弁する。

- 2 区民には、細則で定めた額の弔慰金、交通費などを支払うことができる。

## 第29条（資産の処分）

前条に定めるもののほか、資産の処分は、総会の議決による。

## 第30条（事業計画及び予算）

この区の事業計画及び収支予算は、区長が事業計画書及び収支予算書として作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び収支予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として区務の執行をすることができる。

## 第31条（事業報告及び決済）

この区の事業報告及び収支決算は、区長が事業報告書及び収支決算書として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

## 第32条（事業年度及び会計年度）

この区の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更

### 第33条（規約の変更）

この規約は、総会において全区民の4分の3以上の同意を得て、市長の許可を受けて、変更することができる。

## 第8章 雑則

### 第34条（連合会への加入）

この区は、広域な問題に対処するため、あるいは他の自治会との連絡を図るため、三田市区・自治会連合会に加入する。

### 第35条（備え付け帳簿及び書類）

この区の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約。
- (2) 区民名簿。
- (3) 役員名簿。
- (4) 認可及び登記等に関する書類。
- (5) 総会及び役員会の議事録。
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類。
- (7) 資産目録その他の資産の状況を示す書類。
- (8) その他必要な帳簿及び書類。

2 前項の帳簿及び書類は、区民が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業

務に支障のない限り、閲覧することができる。

### **第36条（解散）**

この区は、総会において全区民の4分の3以上の同意により解散する。

### **第37条（解散時の残余財産の処分）**

解散のときに存する残余資産は、総会の決議を経て、この区の目的に合致する団体に寄付するものとする。

### **第38条（施行細則の委任）**

この規約の施行に関して必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

- 付則
1. この規約は平成12年4月1日から施行する。
  2. この規約は平成13年4月1日から改正施行する。
  3. この規約は平成25年3月17日から改正施行する。
  4. この規約は平成28年3月13日から改正施行する。